

答 申 第 号
令和8年 月 日

(案)

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 ●● ●●

住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加に関する意見について（答申）

住民基本台帳法第30条の40第2項（同法第30条の44の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和8年4月30日付け市町第57号で諮問のありました標記のことについては、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。